

定款について、下記の点を改正したく、3月臨時総会にて審議いただく予定です。

今回の定款一部改正の主眼は、理事の定員増強と新任務の追加であり、併せて暫定予算の規定追加、これまでの定款で欠けていた文言などの追加、補正を行うものです。

今後のスケジュールは3月の臨時総会にて審議頂き、承認頂ければ直ちに文部科学省に承認をお願いする予定です。また、同時に承認された定款に基づき、支部理事1名、無任所理事1名の追加選挙を4月上旬締め切りに行う予定です。

改正点

1. 第 13 条 除名について、理事会の議決から総会の議決へ変更する。
2. 第 15 条 理事の定員を 12 名以上 16 名以内から 12 名以上 18 名以内へ変更する。
3. 第 19 条 監事の任務について、財産の状況とある文言を財産及び会計の状況とする。
4. 第 22 条 役員改選について毎年その半数とあるのを毎年その半数程度とする
5. 第 23 条 代議員の欠員補充、解任及び報酬の規定を追加する。
6. 第 24 条 役員報酬について、費用の支弁の文言を追加する。
7. 第 42 条 事業計画・予算について届け出の時期を明示するとともに所定の時期まで届出できない場合の処置についての規定を追加する。
8. 第 43 条 暫定予算の規定を設ける。

なお、理事の定員変更に伴い定款細則において理事の会務についても、広報、渉外、支部の新任務を追加する。以下に定款の一部改正箇所の新旧対照表（抜粋）を掲載します。

定款新旧対照表（抜粋）

変更箇所にはアンダーライン

現行定款	新定款案
<p>第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、<u>理事会の議決</u>により、会長が除名することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会費を 1 年以上滞納したとき 2) この法人の会員としての義務に違反したとき 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき <p>第 4 章 役員、代議員および職員 (役員の種類)</p> <p>第 15 条 この法人に、次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 理事 <u>12 名以上 16 名以内</u>（うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名） 2) 監事 2 名 	<p>第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、<u>理事現在数および社員現在数の各々その 3 分の 2 以上の議決</u>により、会長が除名することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会費を 1 年以上滞納したとき 2) この法人の会員としての義務に違反したとき 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき <p>第 4 章 役員、代議員及び職員 (役員の種類)</p> <p>第 15 条 この法人に、次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 理事 <u>12 名以上 18 名以内</u>（うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名） 2) 監事 2 名

第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規程する職務を行なう。

- 1) 法人の財産の状況を監査すること
- 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること
- 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

(役員任期・欠員補充および解任)

第22条 この法人の役員任期は2年とし、毎年その半数を改選する。役員は重任できないものとする。

- 2 補充または増員した役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数のおおのその4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

第23条 代議員任期は、2年とし、重任を妨げない。

第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号の規定する職務を行なう。

- 1) 法人の財産および会計の状況を監査すること
- 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること
- 3) 財産および会計の状況または業務の遂行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること
- 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

(役員任期・欠員補充及び解任)

第22条 この法人の役員任期は2年とし、毎年その半数程度を改選する。役員は重任できないものとする。

- 2 補充または増員した役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数のおおのその4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(代議員任期、欠員補充、解任および報酬)

第23条 代議員任期は、2年とし、重任を妨げない。

- 2 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 代議員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。
- 4 代議員が次の各号の一つに該当するときは理事現在数および社員現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があるとき
- 5 代議員の報酬は無報酬とする。

第24条 役員は、有給とすることができる。役員
の報酬は、理事会の議決を経て会長が定め
る。

(事業計画・予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支
予算は、会長が編成し、理事会および総会
の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部
科学大臣に届けなければならない。事業計
画および収支予算を変更しようとする場合
も同様とする。

(役員の報酬)

第24条 役員は、有給とすることができる。
2 役員には費用を支弁することができる。
3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決
を経て、会長が定める。

(事業計画・予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収
支予算は、会長が編成し、原則として事業
年度開始前に、理事会及び総会の議決を経
て、文部科学大臣に届けなければならない。
ただ年度開始前に届出できない場合は、事
業年度開始後3ヶ月以内に、理事会及び総
会の議決を経、事業年度開始前に届け出で
きなかつた理由を添付して、文部科学大臣
に届け出なければならない。これを変更す
る場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定により、事業年度開始前に予
算が成立しないときは会長は、理事会の議
決を経て、予算成立の日まで前年度の予算
に準じて収入支出することができる。
2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収
入支出とみなす。

定款細則改定について

1. 定款改定案に基づき、理事増員となり、理事の会務の改定を行う。

現行 第12条 役員は以下の会務を分担する。

理事

- 会 長 (定数1) 法人の代表、会務の総理
- 副会長 (定数3) 企画・調整・統合
- 庶 務 (定数2) 組織管理・人事・会議・文書・設備・総会
- 国 際 (定数1) IFORS 等国際交流
- 研 究 (定数2) 研究・教育・研究受託・研究発表会
- 編 集 (定数2) 会誌・出版・広告
- 会 計 (定数1) 会 計
- 無任所 (定数4) *理事会の決定による特別な会務

監 事 (定数2) 定款第19条に定める職務

注*うち2名は支部所属会員とする。

会務分担は理事会で変更することができる。

変更箇所はアンダーライン

新 第12条 役員は以下の会務を分担する。

理事

会 長（定数1） 法人の代表、会務の総理
副会長（定数3） 企画・調整・統合
庶 務（定数2） 組織管理・人事・会議・文書・設備・総会
国 際（定数1） IFORS 等国際交流
研 究（定数2） 研究・教育・研究受託・研究発表会
編 集（定数2） 会誌・出版・広告
会 計（定数1） 会 計
広 報（定数1） ホームページの運営、広報活動
渉 外（定数1） 他学会・他学協会との連携
支 部（定数1） 支部活動、本部及び支部相互の連携
無任所（定数3） 理事会の決定による特別な会務

監 事（定数2） 定款第19条に定める職務

注 無任所理事のうち2名と支部理事は支部所属会員とする。
会務分担は理事会で変更することができる。

2. 広報理事の創設に伴い常設委員会の増設

第26条 常設の委員会は次のとおりとする。

現行 1) 編集 2) 表彰 3) IAOR 4) 研究普及 5) OR 事典編集 6) 国際

新 1) 編集 2) 表彰 3) IAOR 4) 研究普及 5) OR 事典編集 6) 国際 7) 広報